

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の「現状」(案)	新計画の「施策内容」(案)
インクルーシブ社会の推進		障害理解に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校における障害に対する理解の促進を図るため、福祉施設の職場体験など、引き続き進める必要がある。</li> <li>・障害理解のためのガイドブックを活用し、福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。</li> <li>・小学生向けのガイドブックを活用し、引き続き障害理解に関する教育を実施します。</li> <li>・小中学校において、「車いす体験」「点字体験」「アイマスク体験」「障害当事者の講話」等を行っており、引き続き障害理解に関する授業を実施します。</li> </ul>
	障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや、虐待の防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護について周知啓発を行っているが、引き続き促進していく必要がある。</li> <li>・心身の機能にかかわる様々な障害についての理解に関する啓発を行う必要がある。</li> <li>・事業者に対して合理的な配慮を周知・啓発をしていく必要がある。</li> <li>・市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。</li> <li>・市と市内5か所の相談支援事業所において、差別相談を一定数受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動を促進します。</li> <li>・社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業などを活用します。</li> <li>・福祉のしおり等を活用した福祉情報の提供や、障害理解を深めるためのガイドブック等の活用、広報紙への掲載、出前講座の開催などにより、障害理解の啓発を図ります。</li> <li>・地域の各種団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施します。</li> <li>・障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域で暮らすための手助け等を行うため、市民・事業者に対し、障害者サポーターの養成事業を行います。</li> <li>・市と市内5か所の相談支援事業所において、差別相談の問題解決や障害理解に取り組んでいきます。</li> <li>・障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止に関する研修への参加を呼びかけるとともに、幅広く虐待防止の周知に努めます。</li> </ul>
		成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。</li> <li>・成年後見制度を必要としている方の相談内容が複雑化している。</li> <li>・市民後見人の養成及び法人後見の受任について検討、実施を進めることで、積極的に制度の活用を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。</li> <li>・成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。</li> <li>・費用の助成がなければ障害福祉サービスの利用が困難な方を対象に、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行うことにより、制度のさらなる活用を促進します。</li> </ul>
		再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪をした障害者等が立ち直りに必要な支援を行える地域社会を作っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止のイベントや「社会を明るくする運動」を通じて、啓発活動を取組みます。</li> <li>・保護司や民生委員など、地域の関係団体と連携し、立ち直りを支援します。</li> </ul>
	地域で支え合える生活環境の推進	交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施設での障害者同士の交流の場はあるが、地域等での交流の場を求める声がある。</li> <li>・障害のある人となない人が様々な機会を通じて、交流することが求められている。</li> <li>・福祉施設等での職場体験や「福祉まつり」、「ふれあい運動会」、「手作り作品展」等を通じて、交流の推進を図っており、さらなる交流の場が求められている。</li> <li>・市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者を孤立させないよう、身近な地域場所で、気軽に利用できる交流の場づくりを推進支援します。</li> <li>・障害者との多様な交流活動を進めるため、学校や保育所などの行事への参加を促進します。</li> <li>・障害のある人となない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。</li> <li>・障害者施設と地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進します。</li> </ul>

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の「現状」(案)	新計画の「施策内容」(案)
	地域で支え合える生活環境の推進	ボランティア参加のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各派遣組織と地域参加支援に関する情報交換会を開催し、ボランティアに関する情報共有や意見交換を行っており、さらに連携を充実させていく必要がある。</li> <li>・市内の大学等と「ボランティア活動に関する協定」を締結し、学生のボランティアが参加しやすい環境を図っている。</li> <li>・ボランティアに関する各種講座の開催や、ボランティア募集に関する情報の周知を図ったり、ボランティア体験を推進したりするなど、参加のための環境整備を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。</li> <li>・ボランティア養成講座について、地域活動支援センターや病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、ボランティア組織の強化を行っている。</li> <li>・地域・企業・団体のボランティア活動への参加が十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに関する情報提供の環境を整備し、参加機会を増やしていきます。</li> <li>・市民活動支援センターや各大学等のボランティア派遣組織などとの連携し、参加者の確保を図ります。</li> <li>・障害福祉イベント等における学生ボランティアの活用を図ります。</li> <li>・ボランティアセンターとボランティア組織との連携を強化し、より参加しやすい環境を整えていきます。</li> <li>・障害者施設で行う行等の際に、ボランティアセンターの登録ボランティア等を各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。</li> </ul>
インクルーシブ社会の推進	バリアフリー社会の推進	バリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の建物、道路や歩道、交通機関、施設のバリアフリー化を進めているが、まだ十分とはいえない。</li> <li>・情報化の進展に伴い、障害の特性に則した情報バリアフリー化の必要性が増大している。</li> <li>・手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等のボランティアの養成事業を継続的に行っているが、高齢化等の影響により登録者が減少しているため、さらなる養成の取組が必要である。</li> <li>・失語症者向け意思疎通支援者の養成を行っているが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。</li> <li>・手話通訳者や要約筆記を活用しているが、情報バリアフリーはまだ十分ではない。</li> <li>・令和元年(2019年)に読書バリアフリー法が公布・施行された。</li> <li>・令和4年(2022年)に東京都で手話言語条例が施行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくりを推進するために、関係機関への啓発を進めるとともに公共建築物、道路や交通機関などのバリアフリー化整備においては、その検討段階に障害当事者が参加することで、障害者が安全に利用できる環境の施設整備を促進します。</li> <li>・高齢者や障害者等が自立した日常生活及び社会生活を確保し、社会参加につながることを目指し、バリアフリーマップの作成を行います。</li> <li>・利用者の多い施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行っています。</li> <li>・イベント等における手話通訳者や要約筆記の活用の周知を図り、利用を促進します。</li> <li>・情報化に則した障害者に対する情報提供に努めます。</li> <li>・障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者の養成や、失語症サロンの立ち上げなど、障害者が利用しやすい環境整備を推進していきます。</li> <li>・図書館において、宅配サービスや音訳資料・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読書活動を推進します。</li> <li>・手話言語条例について検討します。</li> </ul>
		移動環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の道路上の放置台数や撤去台数は年々減ってきているが、点字ブロック上に放置自転車等があり、障害者の通行に支障をきたしている。</li> <li>・道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、リフトバスの運行など、障害者の移動環境の整備が図られてきたが、引き続き取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。</li> <li>・思いやり駐車スペース等を拡充します。</li> <li>・障害者の移手段の確保に努めていきます。</li> </ul>